平成２５年（フ）第１５０１号
東京都品川区東大井１丁目２―９―103
債務者　栗城　壽夫
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５３５号
埼玉県川越市大字下新河岸100―17
債務者　平野　一美
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５４１号
東京都江戸川区北小岩５丁目23―４―101
アイビーマンションＮＯ３
債務者　中村　裕子（旧姓永野）
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５４２号
東京都荒川区東日暮里３丁目13―４―３Ｆ
債務者　中澤　行雄
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５４３号
東京都羽村市緑ケ丘５丁目２―３―504
債務者　小澤　幸博
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５４７号
神奈川県横浜市港北区高田東４丁目６―12―301
債務者　岡崎　浩二
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５５１号
埼玉県川越市大字笠幡156―61―103
債務者　田口　美子
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５５５号
東京都江戸川区大杉３丁目21―４　たいようの家、住民票上の住所東京都荒川区南千住８丁目11―２―1006
債務者　秦　　秀彰
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５６３号
東京都豊島区千早２丁目14―３　愛心荘
債務者　岡野　久男
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５７２号
東京都葛飾区お花茶屋３丁目24―７　原健治方
債務者　関口　澄江
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５７４号
東京都練馬区谷原６丁目12―２―203
債務者　梶　　賢一
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６８号
岡山県加賀郡吉備中央町上竹2091番地１
債務者　畠山カメヨ
1　決定年月日時　平成25年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６８７号
岡山市南区洲崎２丁目11番９号
債務者　木村　義久
1　決定年月日時　平成25年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７０２号
岡山市中区平井３丁目923番地
債務者　川崎　勇太
1　決定年月日時　平成25年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７０３号
岡山市中区平井３丁目923番地
債務者　川崎　千恵
1　決定年月日時　平成25年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部